

## 修了者帳簿の引き渡しに伴う再交付・書替手続きのご案内

このたび、保存期間経過による帳簿一部引き渡し手続きのため、一部の技能講習修了証は当連合会で再交付等の手続きが行えなくなります。

つきましては、以下の修了証について再交付や書替をご希望される方は、「技能講習修了証明書発行事務局」にてお手続きくださるようお願いいたします。

【台帳一部引き渡し／平成9年12月末日までに発行された修了証】＊令和8年3月31日引き渡し

－令和8年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ ガス溶接技能講習

【台帳引き渡し】＊令和8年3月31日引き渡し

－令和8年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・ 車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習[第1種・第3種・第4種]

### 以下、令和6年3月に引渡し・廃止・ご案内分

【登録廃止／令和6年3月30日】

－令和6年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ・ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

【台帳一部引き渡し／平成9年12月末日までに発行された修了証】＊令和6年3月30日引き渡し

－令和6年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・ 有機溶剤作業主任者技能講習
- ・ 特定化学物質作業主任者技能講習
- ・ 鉛作業主任者技能講習
- ・ 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・ 乾燥設備作業主任者技能講習
- ・ プレス機械作業主任者技能講習

【既に登録廃止済の講習】

－既に当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・ 床上操作式クレーン運転技能講習

平成29年3月以前に交付された

- ・ 車両系建設機械（整地等）、（解体用）、（基礎工事用）運転技能講習

(参考)

技能講習修了証明書発行事務局 [<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/index.html>]

電話：03-3452-3371、3372